

伊那市過疎地域定住促進補助金

伊那市では、高遠町・長谷区域への若者の定住等を促進し地域の活性化を図るため、伊那市過疎地域定住促進補助金等交付要綱に基づいて、予算の範囲内で次の補助金を交付しています。

 ※以下、「対象地域」とは高遠町地域・長谷地域をいいます。

【若者等(15歳以上45歳以下)を対象とする補助金】

詳細・様式等
 こちらから →



◆住宅新築等補助金

若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者が、定住のため対象地域に住宅の新築又は増改築を行う場合、その経費の10分の2以内で補助金を交付します。(上限150万円)

◆空き家取得等補助金

若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者が、定住のため対象地域の空き家の取得又は増改築を行う場合、その経費の10分の2以内で補助金を交付します。(上限150万円)

Uターンとは、高遠町地域・長谷地域外に2年以上住所を有した後、再び地域内に住所を有することを指します

◆定住助成金

若者等又は45歳以下の者を含む世帯の代表者で、Iターン又はUターンした者が、対象地域に住所を移し1年を経過した場合に対象となります。

転入して2~3年目が申請できる期間です

◆通勤助成金

高遠町区域のうち三義地区又は長谷区域に居住する若者等が、高遠町・長谷区域以外の事業所に通勤し、通勤距離が片道10キロメートルを超える場合に対象となります。

【その他の補助金】

◆廃屋取壊し事業補助金

対象地域の廃屋の所有者が、廃屋を取り壊す事業に要する経費の10分の1以内を補助します。(上限10万円)

※廃屋とは、現に居住者がいない荒廃した住宅をいいます。



◆高等学校遠距離通学費補助金

対象地域内に住所を有し、高遠高校以外の高校に通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助します。

この伊那市過疎地域定住促進補助金等の要綱には、それぞれの支給要件があります。詳しくは、裏面の一覧をご覧ください。事前に高遠町総合支所総務課又は長谷総合支所総務課(高等学校遠距離通学費補助金は伊那市役所子ども政策課 78-4111)までお問い合わせください。

高遠町総合支所 電話：0265-94-2551
 長谷総合支所 電話：0265-98-2211

空き家情報登録制度「空き家バンク」

物件所有者向けの補助金あります!

伊那市では、市内にある空き家を有効利用し、定住促進による地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進するため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を運営しています。空き家を売りたい方・貸したい方、また空き家を買いたい方・借りたい方はご利用ください。

+++ 空き家バンクに登録された物件の所有者に交付される補助金制度があります。+++

・空き家バンク登録促進補助金

・空き家バンク成約報奨金

(概要については裏面をご覧ください。)

空き家バンクについてのお問い合わせは・・・

伊那市役所 地域創造課 移住定住促進係
 電話：0265-78-4111 (内線 2253)

空き家バンクHP
 こちらから →



過疎地域定住促進補助金等

種 類	交付対象者(全てに該当する者に限る。)	対象事業及び交付額	申請期限等
住宅新築等補助金	(1)若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者。 (2)対象地域において住宅の新築又は増改築を行い、かつ、対象地域に住所を有し、定住する意思が認められること。 (3)自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4)新築又は増改築を行う住宅の所有権を有すること。	対象地域の住宅の新築又は増改築いずれかを行う事業に要する経費の10分の2以内を交付する。 (150万円を限度とする)	事業着手前を基本とし、特別の事情があるときは、事業完了後2年以内 (真に事業を実施したことを証明することができる書類を要する)
空き家取得等補助金	(1)若者等、若者等を配偶者に持つ者又は同居する中学生以下の子を持つ者。 (2)対象地域の空き家の取得又は増改築を行った後、当該住宅に住所を有し、定住する意思が認められること。 (3)自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4)取得又は増改築を行う住宅の所有権を有すること。ただし、増改築の場合は、賃借権又は使用借権を有する者を含むものとする。	対象地域の空き家の取得又は増改築のいずれかを行う事業に要する経費の10分の2以内を交付する。 (150万円を限度とする)	事業着手前を基本とし、特別の事情があるときは、事業完了後2年以内 (真に事業を実施したことを証明することができる書類を要する)
定住助成金	(1)若者等又は45歳以下の者を含む世帯の代表者。 (2)IターンまたはUターンをした者が、対象地域に住所を有した後、1年を経過しており定住の意思が認められること。 (3)自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4)この助成金又は、同種の助成金の交付を受けていないこと。	(1)1世帯につき15万円 (Uターン世帯にあつては10万円) (2)中学生以下の子ども1人につき2万円を加算 (3)単身世帯又は単身者にあつては7万円 (Uターンした単身世帯又は単身者にあつては5万円)	対象資格取得後2年以内
通勤助成金	(1)対象地域のうち高遠町三義地区、又は長谷区域に住所を有し、定住する意思が認められる若者等 (2)高遠町区域及び長谷区域以外の事業所等に就職し、通勤距離が片道10キロメートルを超えていること。 (3)4月から翌年3月までの1年間を通じ、継続して通勤すること。	片道10キロメートルを超える1キロメートル(1キロメートル未満の端数は、切り捨てる)につき、月額300円とし、1月につき5,000円を限度とする。 (交付額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。)	該当年度内
廃屋取壊し事業補助金	対象地域の廃屋の所有者	対象地域の廃屋を取り壊す事業に要する経費の10分の1以内 (10万円を限度とする)	事業着手前を基本とし、特別の事情があるときは、事業完了後1年以内 (真に事業を実施したことを証明することができる書類を要する。)
高等学校遠距離通学費補助金	対象地域に住所を有し、長野県高遠高等学校以外の高等学校に通学する生徒の保護者	JRバス高遠駅から通学校の最寄までの路線バス運行区間を基準に、1か月通学定期券による額を基準とし、12か月分に換算した額の10分の1の額(ただし、伊那市母子・父子家庭高等学校生徒等遠距離通学費補助金の交付を受けている場合を除く。)	該当年度内 (該当世帯には、別途案内)
空き家バンク登録促進補助金	空き家バンクに登録された(登録見込みを含む。)物件の所有者	(1)対象地域の住宅の増改築又は修繕のいずれかを行う事業に要する経費の10分の2以内 (75万円を限度とする。) (2)登録物件の家財等の搬出及び処分並びに屋内外の清掃に要する経費(15万円を限度)	空き家バンク登録申請後3年以内(真に事業を実施したことを確認することができる書類を要する。)ただし、賃貸を目的とする物件については賃貸の契約後1年以内も対象とする。
空き家バンク成約報奨金	空き家バンクに登録された物件の所有者	登録物件の売買又は賃貸の契約成立1件につき10万円	当該物件の売買又は賃貸の契約後1年以内(契約したことを確認する事ができる書類を要する。)

◎ 対象地域とは高遠町地域・長谷地域をいいます。(一部、対象外の地区がありますのでお問い合わせください。)

◎ 住宅の増改築を行う際は、併せて耐震改修についてもご配慮ください。

<制度活用上の注意>

- ・補助金等(空き家バンク登録促進補助金及び廃屋取壊し事業補助金は除く。)の交付を受けた方は、**交付を受けた日から5年以内に対象地域に住所を有しなくなった、もしくは現に居住しなくなった場合、交付を受けた補助金等は全額返還いただくこととなります。**出産祝金については、令和4年度までに交付対象となったことが、5年以内に対象地域に住所を有しなくなった場合には全額を返還いただきます。
- ・高等学校遠距離通学費補助金を除き、この補助金等の交付は、審査会で決定されます。
- ・申請者本人、同居親族が市税等を滞納しているときは、補助金等は交付されません。

